令和８年度

杉妻会館屋上防水改修工事　設計図

KAGA 株式会社 香（かが）設　計

A条文適用

部　長	課　長	係　長	課　員	主任

図面リスト

図面番号	図面名称	縮尺
Ａ－０１	特記仕様書共通事項１	――
Ａ－０２	特記仕様書共通事項２	――
Ａ－０３	建築改修工事特記仕様書	――
Ａ－０４	付近見取図、配置兼仮設計画図（参考図）、Ｒ階仮設計画図（参考図）	１/５００、１/４００
Ａ－０５	改修　屋上平面図	１/２００
Ａ－０６	改修　塔屋屋上平面図	１/２００
Ａ－０７	部分詳細図	１/１０
Ａ－０８	西側・東側立面図	１/２００
Ａ－０９	南側立面図	１/２００
Ａ－１０	矩計図（１）　屋上１・２	１/４０
Ａ－１１	矩計図（２）　屋上３・４	１/１００

○特記事項

KAGA　株式会社　香（かが）設計
〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1
TEL 024-924-0005(代)

杉妻会館屋上防水改修工事　設計図					令和 8 年 10 月	
1級建築士 第 78766 号		1級建築士事務所登録	担当	図面リスト	S	枚/内
今泉　義明		12(404)0163			S	NO. A－00
					S	

福島県建築関係工事特記仕様書　【R8年10月版】

Ⅰ　工事概要

1　工事名称　　杉妻会館屋上防水改修工事

2　工事場所　　福島市杉妻町３－４５　　地内

3　建物概要

	建物名称	構造	階数	延面積（㎡）	消防法施行令別表第１区分	備考
1	杉妻会館	ＲＣ造	地下1階 地上4階	5,033.16㎡		
2						
3						
4						

※詳細は工事概要書による。

4　電気設備工事概要

（本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない　○印を付けたものが該当項目となる）

受電設備	配電盤　・屋内用　・屋外用　・キュービクル式配電盤　・高圧スイッチギヤ 設備容量　・変圧器総容量（　　）kVA　・
電力貯蔵設備	・直流電源装置（・非常用照明電源、受変電設備制御電源共用　・受変電設備制御電源専用　・非常用照明電源専用） ・交流無停電電源装置　用途（　　）容量（　　）kW （UPS）
発電設備	原動機（　　） 発電機（　　）相（　　）線式　電圧（　　）V　50Hz 定格出力（　　）kVA ・太陽光発電装置　太陽電池アレイ公称出力（　　）kVA ・（　　）発電装置（　　）kVA
中央監視制御設備	管理点数（　　）点 管理対象　・電力設備　・発電設備　・防災設備　・給排水衛生設備　・空気調和設備 ・昇降機設備　・（　　）・（　　）・（　　）・（　　）

5　機械設備工事概要

（本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない　○印を付けたものが該当項目となる）

空気調和方式	・ダクト方式（・中央　・各階ユニット）・ＦＣＵ方式　・ ・ＦＣＵ＋ダクト併用方式　・パッケージ方式　・
主要熱源機器	・吸収冷温水機　・電取冷温水機ユニット　・マルチパッケージ型空気調和機 ・空気熱源ヒートポンプユニット　・パッケージ型空気調和機　・ガスエンジンヒートポンプ式空調調和機 ・　・　・
換気設備	機械換気（・有　・無）
排煙設備	機械排煙（・有　・無）
自動制御設備	・電気式　・電子式　・デジタル式
給水設備	・水道直結方式　・高置タンク方式（・上水　・井水　・中水） ・ポンプ直送方式（・上水　・井水　・中水）　・増圧ポンプ方式
排水設備	建物内の汚水と雑排水（・分流　・合流） ポンプ排水（・有（・汚水　・雨水　・雑排水　・汚水）・無） 汚水放流先（・公共下水道　・し尿浄化槽） 雑排水放流先（・公共下水道　・し尿浄化槽　・側溝）
消火設備	・屋内消火栓（・１号　・２号）　・屋外消火栓　・ ・連結送水　・連結散水　・泡消火　・スプリンクラー　・ハロゲン化物消火　・ ・二酸化炭素消火　・新ガス系消火　・フード等用簡易自動消火　・消火器
ガス設備	・都市ガス（①供給業者名　②種別　③発熱量　MJ/Nm³） ・液化石油ガス　・　・

Ⅱ　工事仕様

1　図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。

※「福島県建築関係工事共通仕様書」（福島県土木部）
※「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和７年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
※「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和７年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
※「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和７年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

※「建築工事標準詳細図」（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
※「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編）（令和７年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
※「公共建築設備工事標準図」（機械設備工事編）（令和７年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）

○「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編）（令和７年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
○「公共建築改修工事標準仕様書」（電気設備工事編）（令和７年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
○「公共建築改修工事標準仕様書」（機械設備工事編）（令和７年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

・「公共建築木造工事標準仕様書」（令和７年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・「建築物解体工事共通仕様書」（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

・（　　）

なお、公共住宅建設にあっては、次を併せて適用する。
※「公共住宅建設工事共通仕様書（令和４年度版）」（公共住宅事業者等連絡協議会編集）

2　項目は、番号の前に○印　、または番号に○印の付いたものを適用する。適用しない項目等は斜線、・印、または無印とする。

3　特記事項は、○印　の付いたものを適用する。
　○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　○印と※印の付いた場合は、両方を適用する。
　※印を適用しない場合は、・　に変えること。

4　形状寸法の単位は、特記した場合を除き ミリメートルとする。

5　各章の特記事項欄にある（県：　）と表示されているものは、「建築関係工事共通仕様書」を示し、（　）書きは「公共建築工事標準仕様書」、（　　）書きは「公共建築改修工事標準仕様書」の章・節・項番号である。

6　本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

	項目	特記事項
①	○ 1　適用基準等	・共通仕様書（土木工事編）（福島県土木部） ※ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※ ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針 ・建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）（適用工種　・全工程　・一部工種（JASS　）） ※ 建築関係工事における「週休２日促進工事」試行要領　※ 建築・設備工事における入札時積算数量書活用方式試行要領 ※ 工事書類チェックリスト（福島県土木部）　※「情報共有システム」実施要領 ※ 建設キャリアアップシステム活用工事実施要領　※ 建築関係工事における熱中症対策に関する試行要領 ※ 土木部発注工事における快適トイレの設置に関する運用
	○ 2　施工条件	①下記以外は図示等による。 (1) 工事車両の駐車場（※構内　・（　　）） (2) 資材置き場（※構内　・（　　）） (3) 建設発生土（埋戻し、盛り土用）の仮置場所（※構内　・（　　））

	項目	特記事項
①	○ 3　工事実績データの作成、登録	工事請負代金が500万円以上の場合は適用する。
	4　電気保安技術者	・配置する　・配置しない
	○ 5　技能士	※適用する　・適用しない

適用工事種別	作業の種別	等級区分
鉄筋工事（鉄筋施工、鉄筋組立て作業）	・全て・（　　）	・1級 ・1又は2級
コンクリート工事（型枠施工）	・全て・（　　）	・1級 ・1又は2級
鉄骨工事（とび）	・全て・（　　）	・1級 ・1又は2級
ブロック、ALCパネル工事、PCカーテンウォール工事（ｺﾝｸﾘｰﾄ建築、ALC(ｶﾙｶｰ)ﾊﾟﾈﾙ施工、ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工、ｻｯｼ施工、ﾄﾞｱ施工）	・全て・（　　）	・1級 ・1又は2級
防水工事（ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業、合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業、塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業）	○全て・（　　）	○1級 ・1又は2級
石工事（石材施工（石張り施工）））	・全て・（　　）	・1級 ・1又は2級
タイル工事（タイル張り）	・全て・（　　）	・1級 ・1又は2級
木工事（建築大工）	・全て・（　　）	・1級 ・1又は2級
木造工事（建築大工）	・全て・（　　）	・1級 ・1又は2級
屋根及びとい工事（建築板金（内外装板金作業））	・全て・（　　）	・1級 ・1又は2級
金属工事（内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業））	・全て・（　　）	・1級 ・1又は2級
左官工事（左官）	・全て・（　　）	・1級 ・1又は2級
建具工事（サッシ施工、ガラス施工、自動ドア）	・全て・（　　）	・1級 ・1又は2級
塗装工事（塗装（建築塗装作業））	・全て・（　　）	・1級 ・1又は2級
内装工事（プラスチック床仕上げ工事作業、ボード仕上げ工事作業、表装（壁装作業）、畳工）	・全て・（　　）	・1級 ・1又は2級
軽鉄工事（遠国）	・全て・（　　）	・1級 ・1又は2級
配管工事（配管）	・全て・（　　）	・1級 ・1又は2級
保温工事（熱絶縁施工）	・全て・（　　）	・1級 ・1又は2級
冷凍空気調和機器施工（冷凍、冷却及び空気調和機器の据付及び整備）	・全て・（　　）	・1級 ・1又は2級
ダクト製作及び取付（建築板金施工）	・全て・（　　）	・1級 ・1又は2級

※作業数が少量の場合には、適用の有無について監督員と協議することができる。

	6　イメージアップ　・適用する　※適用しない　・仮囲いの美化　・フラワーボックスの設置　・夜間照明設備
	○ 7　発生材の処理　・有価物（　　） ・引き渡しを要するもの　（保管場所は、監督員の指示による） ・ポリ塩化ビフェニル含有物（ＰＣＢ）　・金属類　・（　　） ・現地において再利用化を図るもの

建設副産物	処理方法等	備考

・建設副産物の処理方法

建設副産物	処理方法	積算上の施設名称（※1）
金属くず	○再資源化・中間・最終（一般）・最終（特別管理産業廃棄物）	
	・再資源化・中間・最終（一般）・最終（特別管理産業廃棄物）	
	・再資源化・中間・最終（一般）・最終（特別管理産業廃棄物）	
	・再資源化・中間・最終（一般）・最終（特別管理産業廃棄物）	
	・再資源化・中間・最終（一般）・最終（特別管理産業廃棄物）	
	・再資源化・中間・最終（一般）・最終（特別管理産業廃棄物）	

CCA処理木材の処理　・あり　・なし
石綿含有せっこうボードの処理　・あり（改修概仕 9.1.5による）　・なし
ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理　・製造業者に処分を委託する　・管理型最終処分場で埋立処分する
ＰＣＢ含有シーリング材の処理　・あり　・なし

・蛍光ランプ、水銀ランプの処理方法

建設副産物	処理方法	積算上の施設名称（※1）
蛍光ランプ	・中間・	
水銀ランプ	・中間・	

注：積算上の施設（※1）は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。処理施設については、監督員の承諾を得ること。また、処理施設が積算上の施設と異なる場合でも設計変更の対象とはしない。

	受注者は、「福島県建設リサイクルガイドライン」及び福島県建築関係工事共通仕様書に基づき、工事内容に応じて再生資源利用計画書及び再資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。 工事完成時には、それぞれの実施書を提出する。
	8　石綿含有建材の事前調査　工事着手に先立ち、目視及び袋入する設計図書等により石綿を含有している吹付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する。 調査範囲　・（　　）　・図示による 貸与資料　・（　　）

分析による石綿含有の調査　・行う（下表による）　・行わない

材料名	定量分析方法	定性分析方法
	（　　）箇所	（　　）箇所

	9　施工数量調査　調査範囲　・（　　）　・図示による 調査方法　・（　　）
	○10 監督員事務所　・設ける（規模：　　m2程度）　※設けない　備品については、監督員の指示による ・別途建築工事による
	○11 工事用表示板　※適用する　・適用しない　（県：第1編 図1.3.1）
	12 施工歴標　※適用する　（・設置は建築工事とする）　・適用しない　（県：第1編 図1.3.3）
	13 色彩計画　※色彩計画あり（　・図示　・監督員との協議による）　・色彩計画無し
	○14 使用材料等　使用材料の製造所、製品及び施工業者等は特記されたもの又は同等以上とする。 ただし、同等以上とする場合は、監督員の承諾を受ける。 また、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」により評価された海外製造の建築材料・設備機材等についても同様扱いとする。
	○15 特別な材料の工法　共通仕様書等に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の指定工法による。
	16 風荷重等　※建築基準法に基づき定められた風速（V0）（　　m/sec） ※建築基準法に基づき定められた積雪荷重（　　） ※地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ
	○17 記録報告　工事履行報告書は、下記により提出する。 1）報告時期　※毎月１回　・監督員の指示

内容	工事履行報告書、工事別工程進度表、主要材料搬入状況、当月の出来高状況、工事状況写真
添付書類	月間工程表、各工程の区分毎の社内検査報告書（写真含む）

	○18 電子納品　電子成果品は、福島県電子納品運用ガイドライン（営繕工事編）により納品を行う。 対象書類（※工事写真　・施工計画書　※完成図　・その他（　　）） ※検査用機器（パソコン、モニター等）は、受注者が準備する。 原則モニターのサイズは、２１～２４インチ程度とし、解像度はアスペクト比16:9の場合1920×1080以上、アスペクト比16:10の場合1920×1200以上とする。 ※工事写真のサムネイル一覧を提出する。
	○19 完成時の提出書類　(1) 完成図書（※提出する　・提出しない）・黒表紙(金文字入) A4版（1部）　※ハードファイルA4版（1部） (2) 建築物の保全に関する書類（※提出する　・提出しない）　ハードファイルA4版（1部） (3) 完成図（※提出する　・提出しない）　A2版、A3版2つ折り製本（各1部） (4) CADデータ、PDFデータ（1式）（※提出する　・提出しない） （※CADデータ提出の場合には、オリジナルCADデータも提出のこと。） （※PDFデータとは、CADデータをPDF形式で保存したもの。）
	○20 完成図（施工図及び施工計画書を除く）　(県：第1編 1.8.4) によるほか、下記による (1) 種類及び記入内容

種類	記入内容

	○21 設計CADデータ貸与　※有　・無

	項目	特記事項
① 一般共通事項	○ 22　工事検査	提出写真 工事検査に際し、下記により写真を監督員に提出する。

	着工前	工事中	竣工	部数
既済検査	○	○		1部
竣工検査（既済後）	○	○（○）	○（○）	1部（1部）

※上記以外の必要写真は、監督員の指示による。
※撮影は福島県土木部制定「建築設備工事写真管理基準」による。

	○ 23　建設工事使用機械等　※建設工事による排出ガス対策型建設機械を使用すること。 ※建設工事に伴う騒音振動対策技術指針に基づき、低騒音型建設機械を使用すること。 ※建設機械等のアイドリングストップを実施し、その点検を行うこと。
	24　設計GL　※図示による。　ＢＭ±（　　）
	○ 25　既存部分等への処置　工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修すること。
	26　他工事との取合い　工事区分　別表－１　による。 施工図　設備機器の設置、取合いなどが検討できる施工図を提出し、監督員の承諾を受けること。
	○ 27　建築材料 設備機器等　ホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆又は規制対象外 本工事に使用する建築材料、設備機器等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとすること。また、再生資源利用できるものを積極的に使用すること。
	○ 28　電気工事士　電気工事士法の適用除外となっている最大電力５００kw以上の需要設備の工事においても、第１種電気工事士により施工を行う。
	○ 29　火災保険等　(1) 火災保険　※適用する（※保険期間：工期＋14日　・適用しない） ※加入時期（・竣工及び建方完了時　○着手日（現場施工に着手する日）） (2) 法定外の労災保険の付保　※本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
	○ 30　官公庁への諸手続き等　関係官庁、電力会社等への手続きは、すべて受注者がこれを代行し、これに要する費用は受注者の負担とする。 ただし、特記ある事項は別途とする。
	31　概成工期　・総合試運転調整を行う期間を設けること。 調整期間は、（・契約工期末の　　日間　・（　　）） ・設備への電源供給開始時期は下記のとおりとする。なお、本受電後の電力基本料金は、　　ヶ月分とする。 ①供給開始時期（・契約工期末の　　日前　・（　　）） ②供給対象設備（・熱源機器類　・空気調和設備機器類　・ポンプ類　・自動制御設備類 （・（　　）　・（　　） （・（　　）　・工事等受注者間での調整による ・実施工程表に、次の該当する項目を明記すること。（・概成工期　・受電日　・総合試運転調整に要する工程）
	○ 32　ＢＥＬＳ申請書作成及び申請手続き　(1) 建築物省エネルギー性能表示制度（ＢＥＬＳ）の申請書作成及び申請手続き・行う　・行わない ※分譲発注の場合は、※建築主（　　）工事受注者が、申請書作成及び手続き業務を行う。 (3) 分譲発注の場合は、申請書作成者へ申請に必要な書類を提出すること。 (4) 建築物にＢＥＬＳ表示を行う。 ※ＢＥＬＳ表示は、申請書作成及び手続きを行う受注者が行う。 表示は、（材質：　　）（サイズ：　　）とする。
	○ 33　週休２日促進工事　※本工事の発注方式は、発注者指定型である。 ・週休２日促進工事　（月単位） ・週休２日交替制促進工事　（月単位） ・完全週休２日促進工事
	○ 34　入札時積算数量書活用方式　※本工事は「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である。 本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する場合において、工事請負契約の締結後に生じた当該積算数量の疑義について、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
	35　情報共有システム　※建築関係工事共通仕様書（県：第1編 1.1.25）による。
	36　遠隔臨場　※建築関係工事共通仕様書（県：第1編 1.1.26）による。
	37　建設キャリアアップシステム（CCUS）　(1) 本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。 (2) 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。
	38　その他　本工事の施工にあたって資機材及び労働者の調達に時間を要することが判明し、受注者から協議があった場合は、工事の一時中止及び工期の変更について検討し、決定するものとする。
② 仮設工事	1　仮囲い　・波形鉄板　※万能板塀　・単管＋シート張り ・キャスターゲート　・シートゲート　・（　　）
	○ 2　危険防止　※シート張り　・金アミ　・（　　）
	○ 3　足場　○本工事（・内部足場　※外部足場　・基礎足場　・コンクリート打設足場） なお、本工事で設置した足場、桟橋、作業構台の類は、無償で別契約の関係受注者等に使用させること。 ・別途（別契約の関係受注者が設置した足場、桟橋、作業構台の類は、無償で使用できる。） 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 基発第０４２４００１号平成２１年４月２４日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。 「手すり先行工法」の足場とは、全層に二段手すりとつま先板（幅木）のある足場をいう。 受注者は、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議すること。
	○ 4　工事用水　構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない
	○ 5　工事用電力　構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない
	6　工事用進入路　・仮設道路造成　・（　　）
	7　ベンチマーク　設置方法　※コンクリート杭　・固定物　・（　　）
	○ 8　交通誘導警備員　※置く（計　　人）　・置かない　・置く期間（ 指定路線　※該当無　・該当有　（県：第1編 1.2.13）
	9　仮設備関係　仮設備の設置条件 使用期間及び借地条件　※図面による　・その他（　　）・別途協議 転用回数（　　）回 兼用　・有り（図面による）　※無し 仮設物の構造及び施工方法の指定 構造及び設計条件　※図面による　・その他（　　）・別途協議 施工方法（　　） その他（　　）
③ 土工事	1　埋戻し及び盛土　種別　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　(3.2.3)（表3.2.1）
	2　建設発生土の処理　※構外指示の場所　(3.2.5) 搬出先の名称（　　） 搬出先の所在地（　　市・郡　　町・村　大字　　字　　地内） 搬出先の処置（・敷きならし　※たい積） 運搬距離（　　）km なお、受注後、搬出や搬出費用に変更の必要が生じた場合は、協議により変更すること。 協議時には、変更する搬出先が都市計画法（開発許可）、森林法（林地開発）、砂防法、急傾斜地崩壊防止法および盛土規制法（改正宅地造成等規制法）などの諸法令違反ではないことのわかる資料を監督員に提出すること。 搬出後は、最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を監督員に提出すること。 ・構内指示の場所（・敷きならし　・たい積） ※受注者は、建設発生土処理にあたり（県：第1編 1.4.2）の記載内容に加えて、以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。 (1) 処理方法（場所・形状等）　(2) 排水計画　(3) 場内維持等 ※受注者は、建設発生土受入地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。 ※受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を講じなければならない。

○特記事項

杉妻会館屋上防水改修工事　設計図					令和 8 年 10 月	
KAGA　株式会社 香設計（かが） 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地１ TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号		1級建築士事務所登録	担当	特記仕様書共通事項1	S　枚/内
	今泉　義明		12(404)0163			S　NO.
						S　A－01

4 東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等

1 資材調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。

資材名	規格	調達地域等

2 労働者確保

（1）本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費（共通仮設費における仮設建物費）：労働者送迎費・宿泊費・借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用・賃金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

（2）本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額（建築関係工事積算基準に基づき算出した額）における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。

1）共通仮設費に占める、実績変更対象間接費（営繕費）：設計書に積上げ計上された金額

2）現場管理費に占める、実績変更対象間接費（労務管理費）の割合：　　%

（3）受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、 実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様 式1）」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金銭計算書など。）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

（4）受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

（5）発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。
なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。

（6）受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

（7）受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

5 施工条件

○1 工程関係

※ 調整無し
・別途工事との工程調整が必要有り
調整項目　・資材等の流用　・■　・建設機械等の調整
・施工順序の調整　・図示による　・その他（　　）

○2 施工時期 施工時間 施工方法

※ 制限無し
・制限有り
・制限する工種名（　　）
・施工時期　（・土日祝日のみ　・図示による　・その他（　　））
・施工時間（・　　時～　　時まで　・　　）
・施工方法（　　）

工事を施工しない日

・有（・　年　月　日　・別紙のとおり）
・無

工事を施工しない時間帯

・有（・　：　～　：　・別紙のとおり）
・無

3 他機関との協議

協議が必要な機関名（　　）
協議完了見込み時期（　　）

○4 工事用地

・下記以外は図示等による。
(1) 工事車両の駐車場　（・構内 ・(協議による)）
(2) 資材置き場　（・構内 ・(協議による)）
(3) 建設発生土（埋戻し、盛り土用）の仮置場所　（※構内 ・（　　））

・仮設ヤード　※無し　・有り（※図示による ・（　　））

5 公害対策

※ 施工方法の制限無し
・施工方法の制限有り
・騒音　・振動　・水質　・粉じん　・排出ガス　・その他（　　）
・施工方法等
・指定工法名（　　）　・別途協議による　・図示による

・事業損失防止に関する調査
・騒音測定　・振動測定　・水質調査　・近隣家屋の事前・事後調査　・地盤沈下測定
・その他（　　）
・調査箇所
・図示による　・別途協議
・調査時期
・図示による　・（　　）

6 安全対策

・近接公共施設等に対する制限
・近接公共施設名等　（・鉄道　・電気　・ガス　・水道　・電話　・その他（　　））
・制限を受ける工種（　　）

○7 その他

※ 敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。
※ 当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。

別表－１の記入上の注意：「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には ・ を○に変え、※を ・ に変えること。
また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を ・ に変えること。」

別表－１　設備工事との工事区分表

工事内容				建築工事	電気設備	機械設備	その他
機器の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎	屋内	※	・		
			屋外	※	・		
			屋上	※	・		
		自家発電機の基礎（アンカーボルトを除く）		※	・		
		テレビアンテナ基礎（　〃　）		※	・		
		避雷針の基礎（　〃　）		※	・		
	機械関係	屋内設備（架台、アンカーボルトを除く）		※		・	
		屋上設備（　〃　）		※		・	
		屋外設備（　〃　）		※		・	
	架台、アンカーボルト			・	※	※	
	特記した基礎			※	・	・	
開口部	梁、床、壁	補強を要するもの		・	※	※	
	貫通スリーブ	補強を要しないもの		・	※	※	
	梁、床、壁	補強を要するもの		※			
	貫通部型枠	補強を要しないもの		※			
	軽量鉄骨下地、壁、	補強を要するもの		※			
	天井ボード類の切込	補強を要しないもの（ﾌｧｳﾚｯﾄﾎﾞｯｸｽは除く）		※			
	埋込形分電盤、	補強を要するもの		・	※	・	
	端子盤等の仮枠	補強を要しないもの		・	※	・	
	上記開口部の補強			※			
	上記開口部の墨出し			※	※	※	
	スリーブの穴埋め（型枠の穴埋めを含む）			・	※	※	
	フリーアクセスフロア用配線器具			※			
点検口	床、壁、天井			※			
外部取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む			※			
湯沸室のフード				※	・	・	
換気扇の取付枠				・	・	・	
流し台	排水トラップ共			※		・	
防油堤	オイルサービスタンクの防油堤		自家発用	※	・		
	タンク基礎		空調用	※		・	
床下水槽のマンホールふた				※			
屋外排水管	雨水			※		・	
	汚水、雑排水					※	
雨水立管（たてどい）				※			
トイレ手すり				※		・	
化粧鏡（衛生器具まわり）				・		※	
はめ込形洗面器用カウンター（前板共）				※		・	
ガスボンベ転倒防止用の鎖						※	
電気配管配線	自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ			※			
	防火扉レリーズ				※		
	電接棒				・	※	
	配線ピット及びふた			※	・		
	機器などへの接続（1次側）				※	・	
	機器付属の制御盤以降の2次側の配線配管（接地共）					※	
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線				※		
	自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線				※		
	自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線				※		
	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管（接地共）				※	・	
	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その渡り配線				・	※	
	個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線（接地共）				・	※	
	煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線				※		
	小便器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線				・	※	
ガス漏れ検知器					・	※	
電気錠	電気錠及び通電金具			※	・		
	TENキー及び制御盤			※	・		
エレベーター出入口三方枠（金属製）				※		・	
エレベーター出入口三方枠（石製）				※		・	
シャワーユニット				※		・	
バスユニット				※		・	
洗濯機パン				・		※	
システム天井	ボード・Tバー			※			
	照明ライン設備プレート				※		
	空調ライン設備プレート					※	
消火器ボックス				※			
自動制御設備関連のインバーター装置及び盤					・	・	
自動制御設備関連のインバーター装置（別途、盤に組込む）						・	

6 準備期間確保工事・フレックス工事

1 準備期間確保工事

準備期間確保工事における事務処理要領
この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間（○○日間）内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日（工事の始期）を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

2 フレックス工事

フレックス工事試行要領
この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。

3 着工届の提出

着工届は、着工後速やかに提出すること。

4 コリンズの登録

受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。

5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係

施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第 10 に基づき、提出すること。

6 その他

・準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。（準備期間確保工事）

・工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。（フレックス工事）

⑦ 現場環境改善（快適トイレの設置）

○1 内容

① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に１基ずつ仕様を満たす快適トイレを設置することを標準とする。（詳細は技術管理課ホームページ『快適トイレの設置について』
「土木部発注工事における快適トイレの設置に関する運用」を参照のこと）
現場に快適トイレを設置しない場合は、発注者と協議すること。
現場環境（工事期間、周辺環境、労働者配置状況等）を踏まえ、上記標準設置基数以上の快適トイレを設置する場合は、あらかじめ受発注者協議を行い、決定すること。
また、実際に現場へ快適トイレを設置した期間が確認できる資料を監督員に提示すること。

8 熱中症対策

(1) 工期・工程等

・猛暑による作業不能日数

1　本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

ⅰ）作業不能日数：●日間

ⅱ）上記ⅰ）は、環境省が公表する東北地方●●※1（福島）地点における WBGT 値
（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（令和●年～●年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間にWBGT 値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。

ⅲ）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●●（福島）地点における WBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下 第一位を四捨五入する。））がⅰ）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

※1　下表の観測地点を記入
（参考）

建設事務所管内	観 測 地 点
県北	花塚,梁川,福島,飯倉,二本松
県中	船引,郡山,須本,小野新町,石川
県南	白河,東白川
会津若松	金山,若松
喜多方	檜原,喜多方,西会津,猪苗代
南会津	只見,南郷,田島,桧枝岐
相双	相馬,飯舘,浪江,川内,広野
いわき	山田,小名浜

2　本工事は、「猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算方法（試行）」の対象工事であり、猛暑による作業中断等に伴う労務費の追加費用を見込んでいる。

9 総合評価方式における技術提案書の確認

1 内容

※総合評価方式（標準型・簡易型）における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について

総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。
なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。
確認の方法については、「土木工事共通仕様書　Ⅲ編　２．様式　第8号様式（確認書）」を用いることとし、監督員へ提出の上確認を受けることを原則とする。
また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。

○特記事項

杉妻会館屋上防水改修工事　設計図					令和 8 年 10 月	
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地１ TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号		1級建築士事務所登録	担当	特記仕様書共通事項2	S
	今泉 義明		12(404)0163			S
						S

枚/内　NO.　A－02

1 一般事項

1 石綿含有有建材の事前調査

工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する。
調査範囲 ・（　　）・図示による
資与資料 ・（　　）
分析による石綿含有の調査・行う（下表による）・行わない

材料名	定量分析方法	定性分析方法
	（　）箇所	（　）箇所

2 施工数量調査

調査範囲 ・（　　）・図示による
調査方法 ・（　　）

2 防水改修工事

○1 降雨等に対する養生方法（とい共）

[3.1.3]
※ 改修標仕 3.1.3 (5) (7) ～ (ｳ) による ・（　　）

○2 既存防水の処理

[3.2.3~4] [3.2.6]
既存保護層の撤去 ・行う （範囲・図示による ・　　）
・行わない
既存防水層の撤去 ○行う （範囲○図示による ・　　）
・行わない
露出防水層表面の仕上げ塗装除去 ・行う （・W4AS ・W4AS I ・W4C ・W4DI ・L4X ）
・行わない

3 既存防水層の下地補修

[3.2.6]
補修箇所の形状、長さ、数量等 ※ 図示による ・（　　）

4 アスファルト防水

[表3.1.1] [3.3.3] [表3.3.3~表3.3.10]

施工箇所	防水改修工法の種類	新規防水層の種別

・屋根保護防水断熱工法の断熱材 [3.3.2]
材質 ※ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種ｂＡ（スキン層付き）
厚さ ・（　　）
・屋根露出防水断熱工法の断熱材
材質 ・（　　）
厚さ ・（　　）

防水立上り部の保護の方法 [3.3.2~3] [3.3.5] [表3.3.3~表3.3.10]
・乾式保護材
・コンクリート押え
・モルタル押え（屋内等）
・れんが押え

5 改質アスファルトシート防水

[表3.1.1] [3.4.2~3] [表3.4.1~3]

施工箇所	工法	新規防水層の種別	仕上塗料
		AS －	※カラー ・シルバー
		AS －	※カラー ・シルバー

○6 合成高分子系ルーフィングシート防水

[表3.1.1] [3.5.2~3] [表3.5.1~2]

施工箇所	工法	新規防水層の種別	仕上塗料
屋上	S4S	S － M2	※カラー ・シルバー
		S －	※カラー ・シルバー

○7 塗膜防水

[表3.1.1] [3.6.3] [表3.6.1~2]

施工箇所	工法	新規防水層の種別	仕上塗料
屋上4	・P0X工法	○X-1 ○X-2・X-1H・X-2H	○カラー ・シルバー
	・L4X工法	・X-1・X-2・X-1H・X-2H	・カラー ・シルバー
	・P1Y工法	・Y-2	・カラー ・シルバー
	・P2Y工法	・Y-2	・カラー ・シルバー

既存塗膜防水表面の仕上げ塗装（L4X工法） [3.2.6]
・除去する （・デッキブラシで水洗い ※ 高圧水洗浄）

○8 脱気装置

種類及び設置数量 [3.3.3] [3.4.3] [3.5.3] [3.6.3]
※ 主材料製造所の指定する製品 ・（　　）

9 ルーフドレン

ＪＣＷ ３０１（日本鋳鉄ふた・排水器具工業会規格）による [3.8.2] [表3.8.1]
材 種 ※ 表3.8.1 による ・図示による

○10 改修用ドレン

POAS, POASI, POD, POD1, POS, POSI, POX工法の場合 [3.2.5]
○設ける
取付方法等は、主防水材の製造所の仕様による

○11 シーリング

シーリング改修工法の種類 [3.1.4] [表3.1.2]
・目地の寸法 （　　） [3.7.3]
・シーリング充填工法 [3.7.4]
○シーリング再充填工法 [3.7.5]
・拡幅シーリング再充填工法 [3.7.6]
・ブリッジ工法 [3.7.7]
・ボンドブレーカー張り
・エッジング材張り

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
防水端部	図示による

接着性試験 ※ 簡易接着性試験 [3.7.8]
・引張接着性試験 （部位　　）
・２面接着とする範囲
※「金属と金属」 及び 「金属とガラス」 ・（　　）

12 とい

[3.8.2] [表3.8.1]

種別	材種	径	施工箇所	備考
たてどい	・配管用鋼管			
	・硬質ポリ塩化ビニル管（　）			
	・ステンレス鋼板			SUS304 厚２
軒どい	・			

とい受金物及び足金物 [3.8.2] [表3.8.2]
※ 表3.8.2 による（溶融亜鉛メッキを行ったもの）
・（　　）
防 露 [3.8.2]
※ 表3.8.3 による

13 アルミニウム製笠木

部材の種類 [3.9.2] [表3.9.1]
・押出し２５０形 ・押出し３００形 ・押出し３５０形
・板折り曲げ形 （本体幅（mm） （　　）,板厚（mm） ※ 2 ・（　　））

表面処理 [3.9.2] [表5.2.2]
・AB-1 ・AB-2 ・AC-1 ・AC-2 ・BA-1 ・BA-2
・BB-1 ・BB-2 ・BC-1 ・BC-2 ・C

笠木の下地補修 [3.9.3]
・行う ・行わない
行う場合の工法 ※ 図示による ・（　　）

○14 防水施工歴標

※ 適用する ・適用しない
※ 表示内容は監督員と協議による

3 外壁改修工事

1 ひび割れ部改修工法

・コンクリート打放し仕上げ
・モルタル塗り仕上げ
・タイル張り仕上げ

・樹脂注入工法 [4.1.4] [4.2.5] [4.3.6] [4.4.6]

注入工法の種類	注入間隔（mm）	注入量（cc/m）
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	※ 200~300 ・（　）	
・		

注入材料
※ 建築補修用注入エポキシ樹脂 （JIS A6024の低粘度形又は中粘度形）
ひび割れ部の注入状況の確認方法
・コア抜取り
抜取り個数 ※ 長さ500mごと及びその端数につき１個 ・（　　）
抜取り部分の補修方法は図示による
・（　　）

・Uカットシール材充填工法 [4.1.4] [4.2.6] [4.3.7]

充填材料	種別	備考
・シーリング材	※ １成分形又は２成分形ポリウレタン系シーリング材 ・（　）	ポリマーセメントモルタル（性能は建築材料等品質性能表による）の充填 ※ 行う ・行わない
・可とう性エポキシ樹脂	性能は建築材料等品質性能表による	

・シール工法 性能は建築材料等品質性能表による [4.1.4] [4.2.7] [4.3.8]

2 欠損部改修工法

・コンクリート打放し仕上げ
・モルタル塗り仕上げ
・タイル張り仕上げ

・充填工法 [4.1.4] [4.2.8] [4.3.9]

材料	備考
・エポキシ樹脂モルタル	性能は建築材料等品質性能表による
・ポリマーセメントモルタル	性能は建築材料等品質性能表による

3 浮き部改修工法

・モルタル塗り仕上げ
・タイル張り仕上げ

・アンカーピンニング注入工法 [4.1.4] [4.3.11~16] [4.4.9~14]

工法	アンカーピン本数（本/㎡） 一般部	アンカーピン本数（本/㎡） 指定部	注入口の箇所数（箇所/㎡） 一般部	注入口の箇所数（箇所/㎡） 指定部	注入量（ml/箇所）
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※ 16 ・	※ 25 ・			※ 25 ・
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※ 13 ・	※ 20 ・	※ 12 ・	※ 20 ・	※ 25 ・
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※ 13 ・	※ 20 ・	※ 12 ・	※ 20 ・	※ 50 ・
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※ 09 ・	※ 16 ・			※ 25 ・
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※ 09 ・	※ 16 ・	※ 09 ・	※ 16 ・	※ 25 ・
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※ 09 ・	※ 16 ・	※ 09 ・	※ 16 ・	※ 50 ・

アンカーピン [4.3.5] [4.4.5]
材質 ※ ステンレスSUS３０４、呼び径４mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
・（　　）
注入口付アンカーピン [4.3.5] [4.4.5]
材質 ※ ステンレスSUS３０４、呼び径外径６mm
・（　　）
ポリマーセメントスラリー （性能は建築材料等品質性能表による） [4.3.5] [4.4.5]

4 モルタル塗替え工法

[4.3.10]
モルタル ・現場調合材料（改修標仕4.3.5 (5) (ｱ) (a) による）
・既調合材料（　　）
吸水調整材 （性能は建築材料等品質性能表による　　）
既製目地材 ・使用する （形状　　） ・使用しない

5 タイル張り替え工法

タイルの種類

施工箇所	形状・寸法	吸水率による区分 I類	吸水率による区分 II類	吸水率による区分 III類	うわぐすり 施釉	うわぐすり 無釉	役物 有	色 標準	色 特注	再貫通化タイル	備考

試験張り ・行う ※ 行わない 見本焼き ・行う ※ 行わない

・タイル部分張替え工法 ・タイル張替え工法 [4.4.7~8]

張付け材料の種類	品質・規格等
※ ポリマーセメントモルタル	性能は建築材料等品質性能による タイル張りの工法 外装タイル ・密着張り ・改良圧着張り ・改良積上げ張り 外装ユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り
・有機系接着剤	JIS A 5557 「外装タイル張り用有機系接着剤」による 裏あし高さ、裏面反り （　　,　　）、使用量（　　kg/m2）

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
位置 ※ 改修標仕 表4.4.2による ・図示による
目地寸法 ※ 改修標仕 3.7.3 による ・図示による
タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験 ・行う ・行わない
モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法 （改修標仕4.3.10 (3) (ｳ) による）
・（　　）

6 下地処理

既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法 [4.5.4~7]

材料	処理範囲	下地のひび割れ部等の補修
・サンダー工法	※ 既存仕上面全体 ・（　　）	・行う ・行わない
・高圧水洗工法	※ 既存仕上面全体 ・（　　）	・行う ・行わない
・塗膜はく離剤工法	※ 既存仕上面全体 ・（　　）	・行う ・行わない
・水洗い工法	※ 上記処理範囲以外の既存仕上面全体 ・（　　）	・行う ・行わない

下地調整 ※ 下地調整塗材を使用 [4.5.4~7]
・ポリマーセメントモルタルを使用
・防水形仕上げ塗材主材を使用

7 仕上塗材仕上げ

・仕上塗材における防火材料の指定 [4.5.2]

・薄付け仕上塗材 [4.1.5] [4.5.2] [表4.5.1]

呼び名	仕上げの形状	工法	備考
・外装薄塗材E	・	・	
・外装薄塗材S	・砂壁状	・吹付け	
・	・	・	

・厚付け仕上塗材 [4.1.5] [4.5.2] [表4.5.1]

呼び名	仕上げの形状	工法	備考
・	・	・	

・複層仕上塗材 [4.1.5] [4.5.2] [表4.5.1~2]

呼び名	仕上げの形状	工法	備考
・複層塗材CE	・ゆず肌状	・ローラー	上塗材
・可とう形複層塗材CE	・凸部処理	・吹付け	※ 水系アクリルつやあり
・複層塗材E	・凹凸模様		・（　）
・複層塗材RE			
・（　）			
・防水型複層塗材CE	・ゆず肌状	・ローラー	上塗材
・防水型複層塗材E	・凸部処理	・吹付け	※ 溶剤系ポリウレタンつやあり
・防水型複層塗材RE	・凹凸模様		・（　）
・防水型複層塗材RS			

4 建具改修工事

1 改修工法

・かぶせ工法 ・撤去工法 ・図示による [5.1.3]
新規に建具を設ける場合の、壁部分の開口の開け方及び周囲の補修工法並びにその範囲は、図示による

2 防火戸

・適用する （図示による） ・適用しない [5.1.4]

3 アルミニウム製建具

[5.2.2~4] [表5.2.1~2]

種別	外部に面する建具	内部建具
・普通サッシ	・A種 ・B種 ・C種	
・防音サッシ	遮音性の等級（　）	
・断熱サッシ	断熱性の等級（　）	
・（　）	・（　）	

表面処理外部に面する建具 ・BA-1種 ・BA-2種 ・BB-1種 ・BB-2種 ・（　）
内部建具 ・BC-1種 ・BC-2種 ・（　）
結露水の処理方法 ※ 図示による ・（　）

4 樹脂製建具

[5.3.2~4] [表5.3.1~2]

種別	外部に面する建具	内部建具
・普通サッシ	・A種 ・B種 ・C種	
・防音サッシ	遮音性の等級（　）	
・断熱サッシ	断熱性の等級（　）	
・（　）	・（　）	

ガラス ・単層ガラス ※ 複層ガラス ・三重ガラス ・（　）
表面色 ※ 標準色 ・特注色

5 網戸等

[5.2.3]

種別	材質	線径	網目
・防虫網	※ 合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス（SUS316）製	※ 0.25mm以上 ・（　）	※ 16~18メッシュ ・（　）
・防鳥網	※ ステンレス（SUS304）製	※ 1.5mm	※ 寸法は、15mm

※ 外面納まりの可動式 ・（　）

6 鋼製建具

[5.4.2~4] [表5.4.1~2]

種別	簡易気密型ドアセットの性能	外部に面する建具の耐風圧性	鋼板類の厚さ	鋼板の種類及びめっきの付着量
・標準型建具	・表5.4.1を適用 ・（　）	・S-4 ・S-5		・JIS G 3302 ※ Z12又はF12
・標準型建具以外の建具	・表5.4.1を適用 ・（　）	・S-4 ・S-5	・表5.4.2を適用 ・図示による	・JIS G 3317 ※ Y08

7 鋼製軽量建具

[5.5.2~4] [表5.5.1]

種別	簡易気密型ドアセットの気密性の等級	戸の鋼板	鋼板類の厚さ
・標準型建具	・A-3 ・（　）	※ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板	
・標準型建具以外の建具	・A-3 ・（　）	※ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板	・表5.5.1を適用 ・図示による

召合せ、縦小口包み板等の材質は、建具製作所の仕様による

8 ステンレス建具

鋼板 （屋外） ※ SUS304 ・SUS430J1L ・SUS443J1 [5.6.3]
（屋内） ・SUS304 ・SUS430J1L ・SUS443J1 ・SUS430
表面の仕上げ ※ HL仕上げ ・鏡面仕上げ [5.6.4]
曲げ加工 ※ 普通曲げ ・角出し曲げ（補強あり） [5.6.5]

9 木製建具

建具材の含水率 ※ A種 ・B種 [5.7.2] [表5.7.1]
・フラッシュ戸 [5.7.2~4] [表5.7.5~7]

表面材の合板の種類	規格等	備考
※ 普通合板	表面の材種 生地、透明塗料塗り （※ ラワン程度 ・　） 不透明塗料塗り （※ しな程度 ・　） 板面の品質 接着の程度 （・1類 ・2類）	
・天然木化粧合板	樹種名 （　） 接着の程度 （・1類 ・2類）	
・特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 （・オーバーレイ ・プリント ・塗装 ） 表面性能 （　）タイプ 接着の程度 （・1類 ・2類）	

表面板の厚さ ※ 標仕 表5.7.6 による ・（　）

10 建具用金物

・マスターキー [5.8.2~4] [表5.8.1~3]
・製作する （・新規 ・既存に合わせる） ・製作しない
・鍵箱
別製既製品とし、監督員の承諾による
※ その他の金物 ※ 図示による

11 自動ドア開閉装置

・引き戸用駆動装置 [5.9.2~3] [表5.9.1~4]
性能値 ※ 表5.9.1による
・種類、開閉方式 （　）
・耐電圧 （　）
・温度上昇 （　）
・耐久性（リサイクル） （　）
・防錆 （　）
・電源 （　）
・多機能トイレ出入口引き戸用駆動装置
性能値 ※ 表5.9.2による
・耐電圧 （　）
・温度上昇 （　）
・耐久性（リサイクル） （　）
・防錆 （　）
・電源 （　）
・引き戸用検出装置
性能値 ※ 表5.9.3による
・放射無線周波数電磁界耐性 （　）
・耐電圧 （　）
・防錆 （　）
・防滴 （　）
・電源 （　）
種類 ※ 表5.9.4
・光線（反射）センサー ・熱線センサー ・音波センサー ・光電センサー
・電波センサー ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・多機能トイレスイッチ
凍結防止措置 ・行う ・行わない
工事範囲 一次側配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次側配線は本工事に含む

12 自閉式上吊り引戸装置

性能 ※ 表5.10.1 による ・図示による [5.10.2~3] [表5.10.1]

○特記事項

杉妻会館屋上防水改修工事 設計図					令和 8 年 10 月
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号 今泉 義明		1級建築士事務所登録 12(404)0163	担当	建築改修工事特記仕様書 S S S	枚/内 NO. A－03

付近見取り図

工事場所：福島市杉妻町3-45　地内

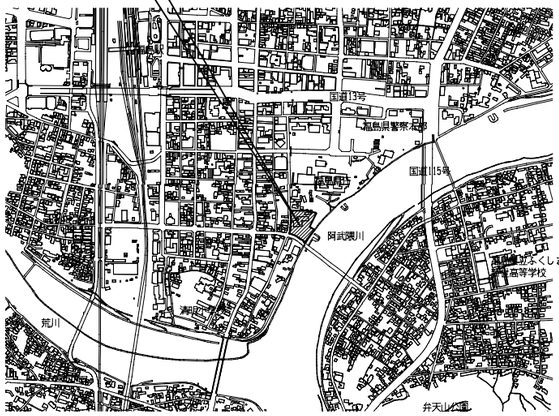

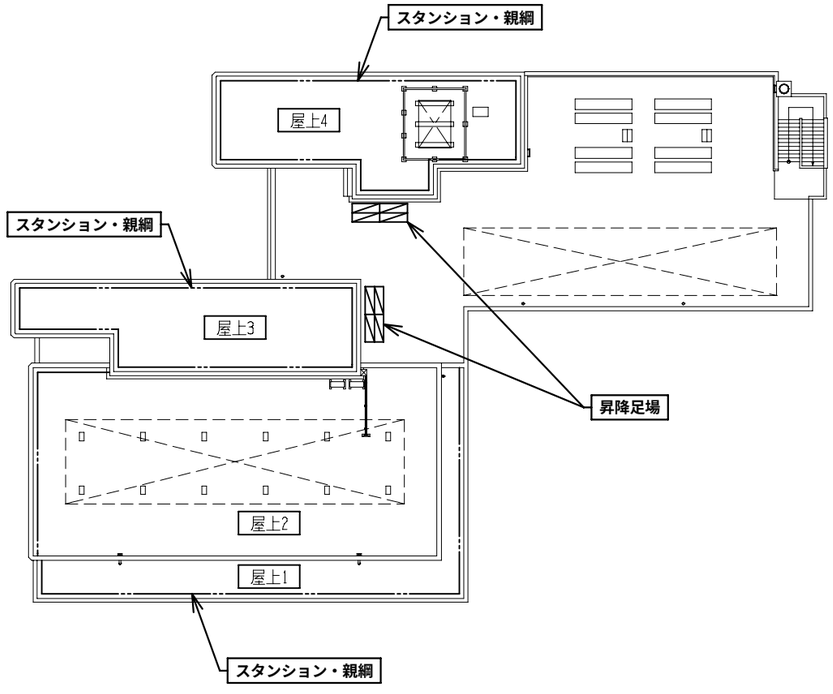

R階仮設計画図（参考図）　S＝1/400

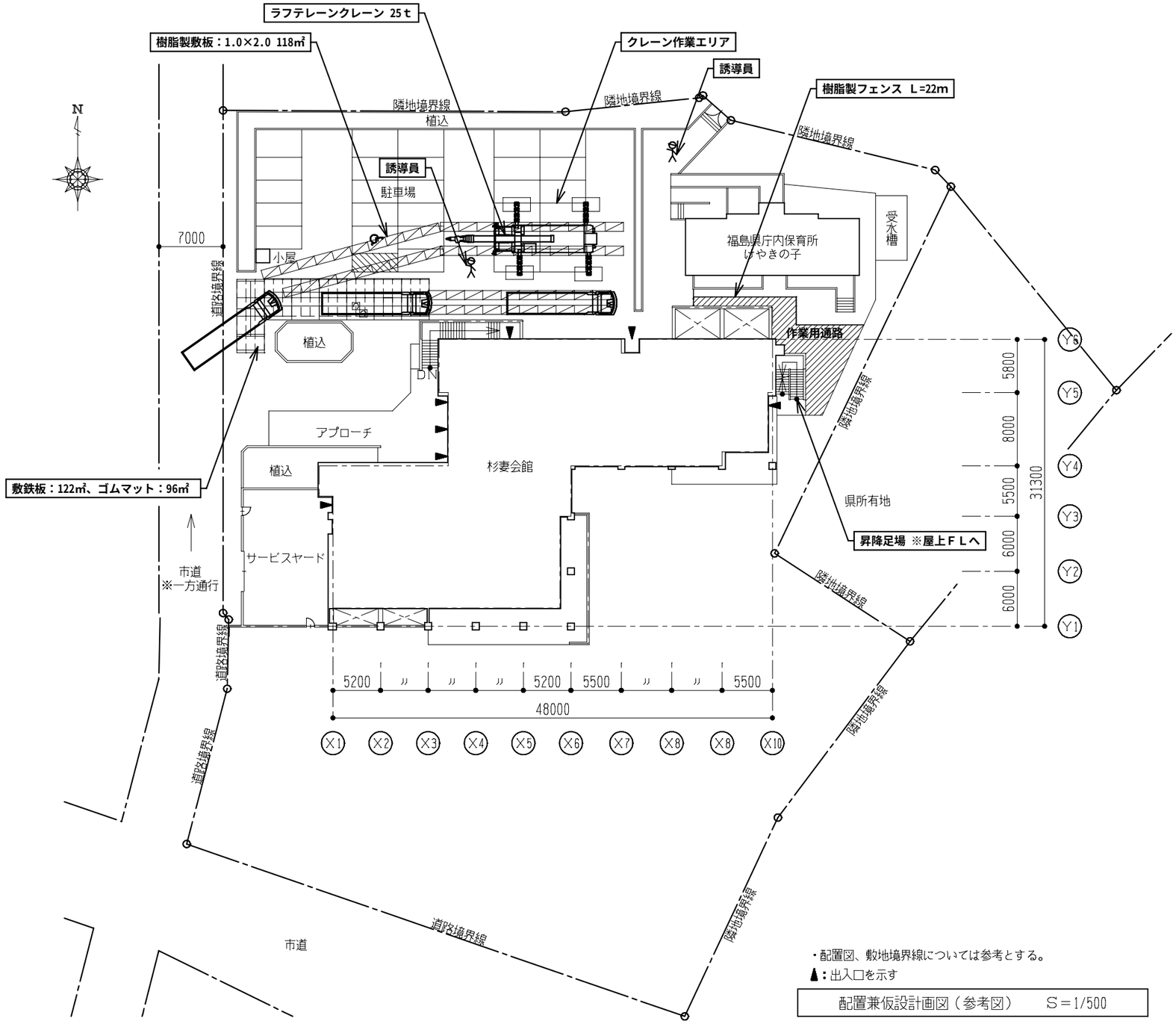

・配置図、敷地境界線については参考とする。

▲：出入口を示す

配置兼仮設計画図（参考図）　S＝1/500

○特記事項

					杉妻会館屋上防水改修工事　設計図		令和 8 年 10 月
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号	1級建築士事務所登録	担当	付近見取図	S	枚/内
	今泉 義明	12(404)0163		配置兼仮設計画図（参考図）	S 1/500	NO. A－04
				R階仮設計画図（参考図）	S 1/400	

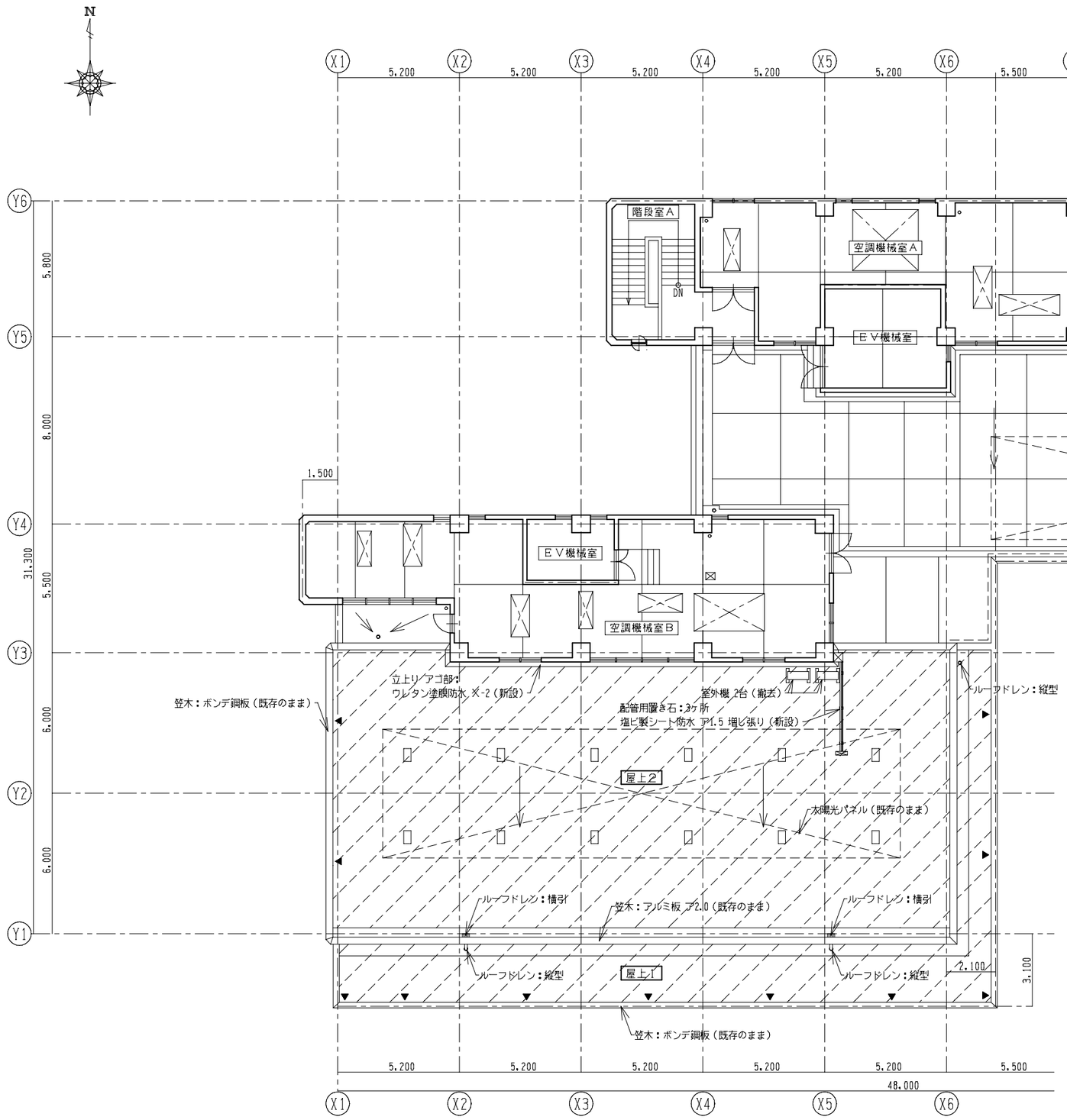

■ 改修内容 ■

部位	現況／改修後	工種、施工名称
屋上	現況	【共通】平場・立上り部：露出アスファルト防水（絶縁工法）シルバー仕上（既存のまま） 【屋上4】 高架水槽基礎廻り 平場・立上り：露出アスファルト防水（絶縁工法）シルバー仕上（撤去）
	改修後	【共通】平場・立上り部：既存防水層存置、高圧水洗浄（12～15ＭＰａ）の上、絶縁シート及び合成高分子系ルーフィングシート防水 Ｓ－Ｍ2 機械固定工法（新設） 【屋上4】高架水槽基礎廻り 平場：仮防水（無機質系塗膜防水）の上、通気緩衝シート及びウレタン系塗膜防水 X-1（新設）、立上り：下地調整の上 ウレタン系塗膜防水 X-2（新設）
ルーフドレン	現況	【屋上1・3・4】鋳鉄製 100φ用 縦型（撤去） 【屋上2】鋳鉄製 100φ用 横引（撤去）
	改修後	【屋上1・3・4】改修用ドレン 100φ用 縦型（新設） 【屋上2】改修用ドレン 100φ用 横引（新設）

▲：丸環を示す

※ 露出アスファルト防水（石綿事前調査済・石綿含有なし）

：改修範囲を示す

改修 屋上平面図 Ｓ＝1/200

○特記事項

					杉妻会館屋上防水改修工事 設計図	令和 8 年 10 月
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号	今泉 義明	1級建築士事務所登録	12(404)0163	担当	改修 屋上平面図 S 1/200 S S
						枚/内 NO. A－05

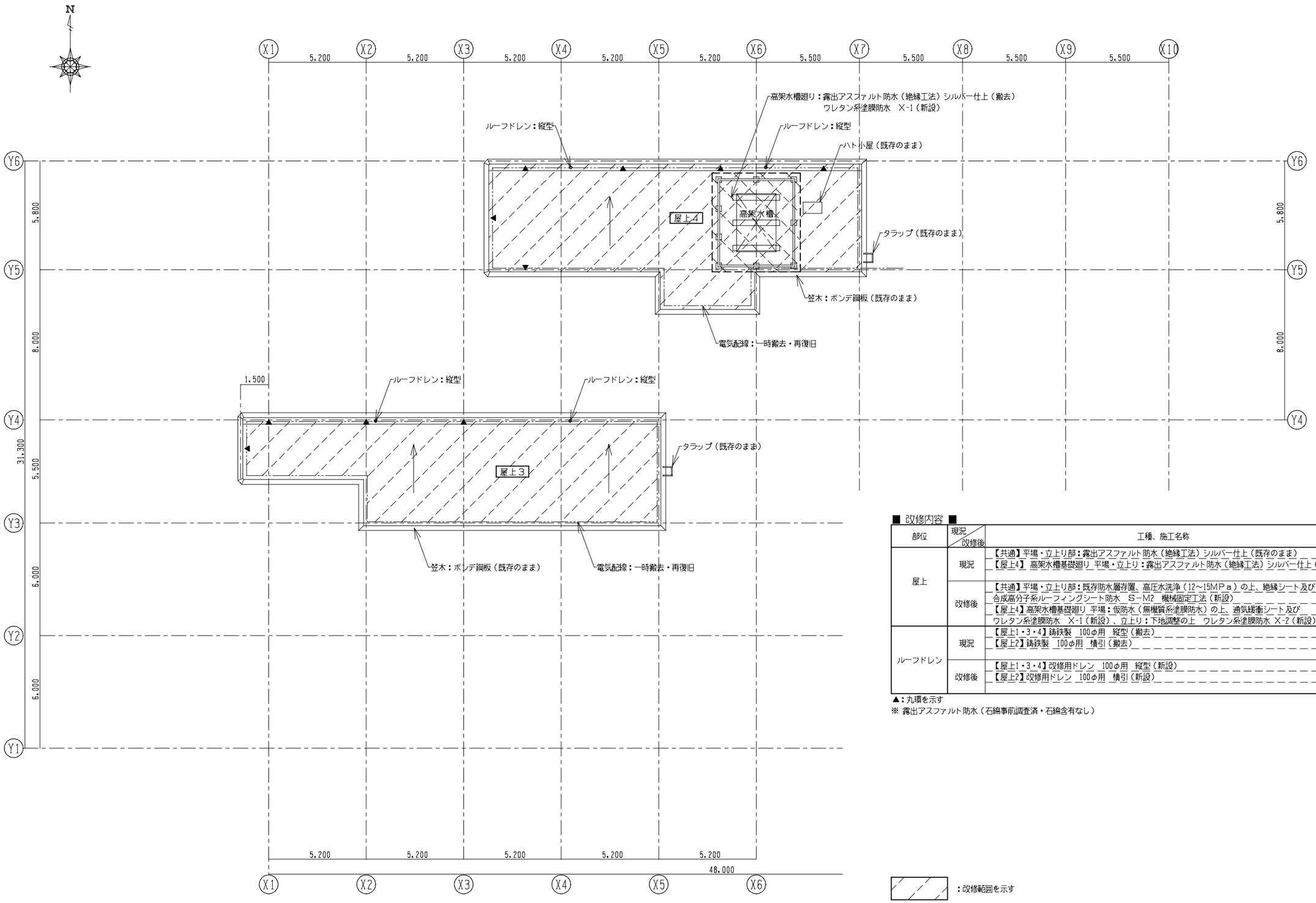

■ 改修内容 ■

部位	現況／改修後	工種、施工名称
屋上	現況	【共通】平場・立上り部：露出アスファルト防水（絶縁工法）シルバー仕上（既存のまま）
		【屋上4】 高架水槽基礎廻り 平場・立上り：露出アスファルト防水（絶縁工法）シルバー仕上（撤去）
	改修後	【共通】平場・立上り部：既存防水層存置、高圧水洗浄（12～15MPａ）の上、絶縁シート及び合成高分子系ルーフィングシート防水　S－M2　機械固定工法（新設）
		【屋上4】高架水槽基礎廻り 平場：仮防水（無機質系塗膜防水）の上、通気緩衝シート及びウレタン系塗膜防水　X-1（新設）、立上り：下地調整の上　ウレタン系塗膜防水 X-2（新設）
ルーフドレン	現況	【屋上1・3・4】鋳鉄製　100φ用　縦型（撤去）
		【屋上2】鋳鉄製　100φ用　横引（撤去）
	改修後	【屋上1・3・4】改修用ドレン　100φ用　縦型（新設）
		【屋上2】改修用ドレン　100φ用　横引（新設）

▲：丸環を示す

※ 露出アスファルト防水（石綿事前調査済・石綿含有なし）

：改修範囲を示す

改修　塔屋屋上平面図　　S＝1/200

○特記事項

杉妻会館屋上防水改修工事　設計図						令和 8 年 10 月	
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号		1級建築士事務所登録	担当	改修　塔屋屋上平面図	S 1/200	枚ノ内
	今泉 義明		12(404)0163			S	NO. A－06
						S	

【共通】 立上り（パラペット・側溝）部　S＝1/10

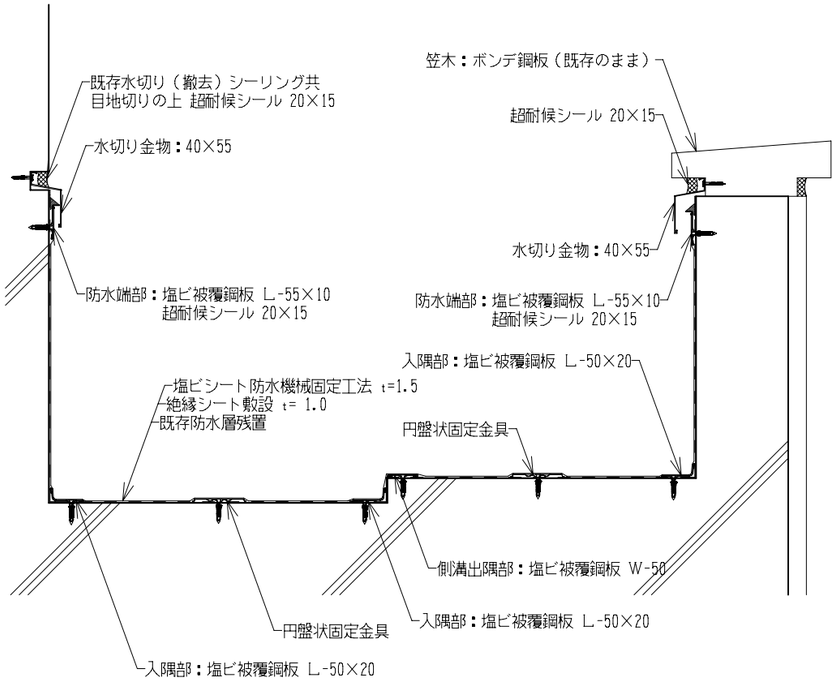

【屋上1・3・4】 縦型ドレン部　S＝1/10

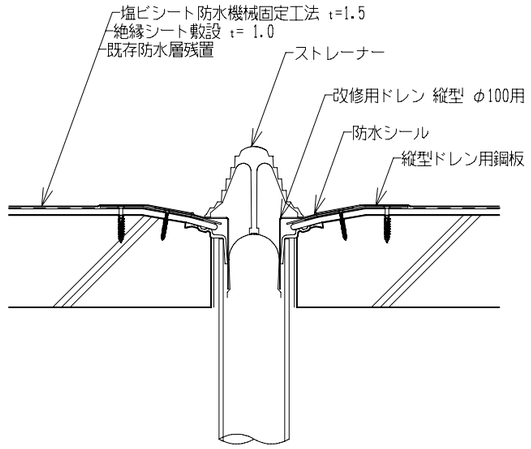

【屋上2】 横引きドレン部　S＝1/10

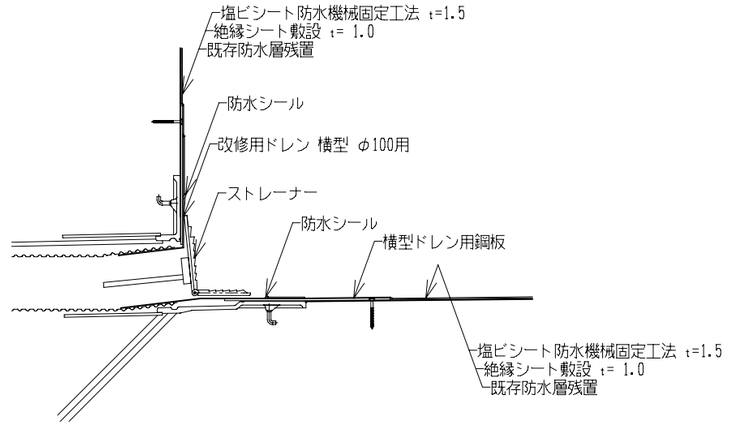

【屋上2】 立上り（アゴ下・架台）部　S＝1/10

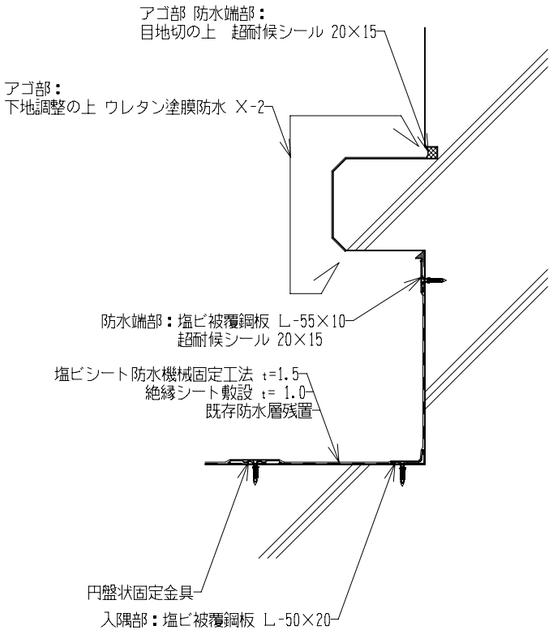

【屋上4】 高架水槽・防風フェンス基礎部　S＝1/10

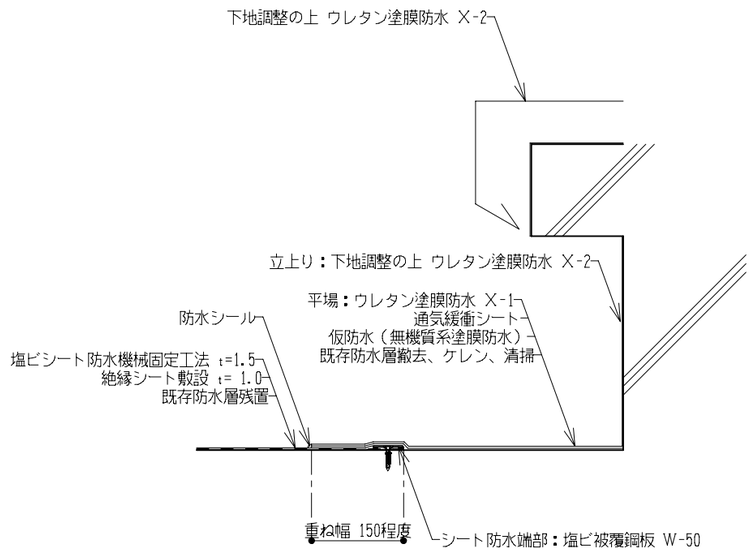

【共通】 丸環部　S＝N.S.

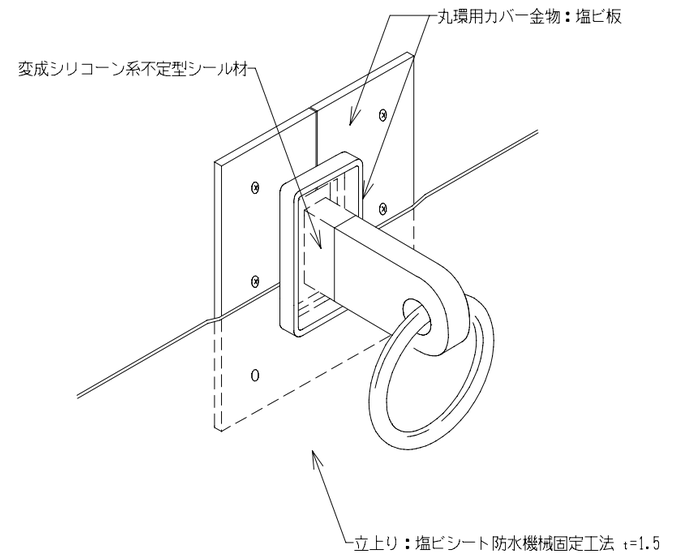

○特記事項

					杉妻会館屋上防水改修工事　設計図		令和 8 年 10 月
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号		1級建築士事務所登録	担当	部分詳細図	S 1/10	枚/内
	今泉 義明		12(404)0163			S	NO. A－07
						S	

※ 工事内容は、A－05・06参照

現況　西側立面図　　S＝1/200

※ 工事内容は、A－05・06参照

現況　東側立面図　　S＝1/200

○特記事項

					杉妻会館屋上防水改修工事　設計図	令和 8 年 10 月
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号	1級建築士事務所登録	担当	西側・東側立面図	S A3:1/200 S S	枚/内 NO. A－08
	今泉 義明	12(404)0163				

※ 工事内容は、A－05・06参照

現況　南側立面図　　S＝1/200

○特記事項

					杉妻会館屋上防水改修工事　設計図	令和 8 年 10 月
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号	1級建築士事務所登録	担当	南側立面図	S A3:1/200	枚/内
	今泉 義明	12(404)0163			S	NO. A－09
					S	

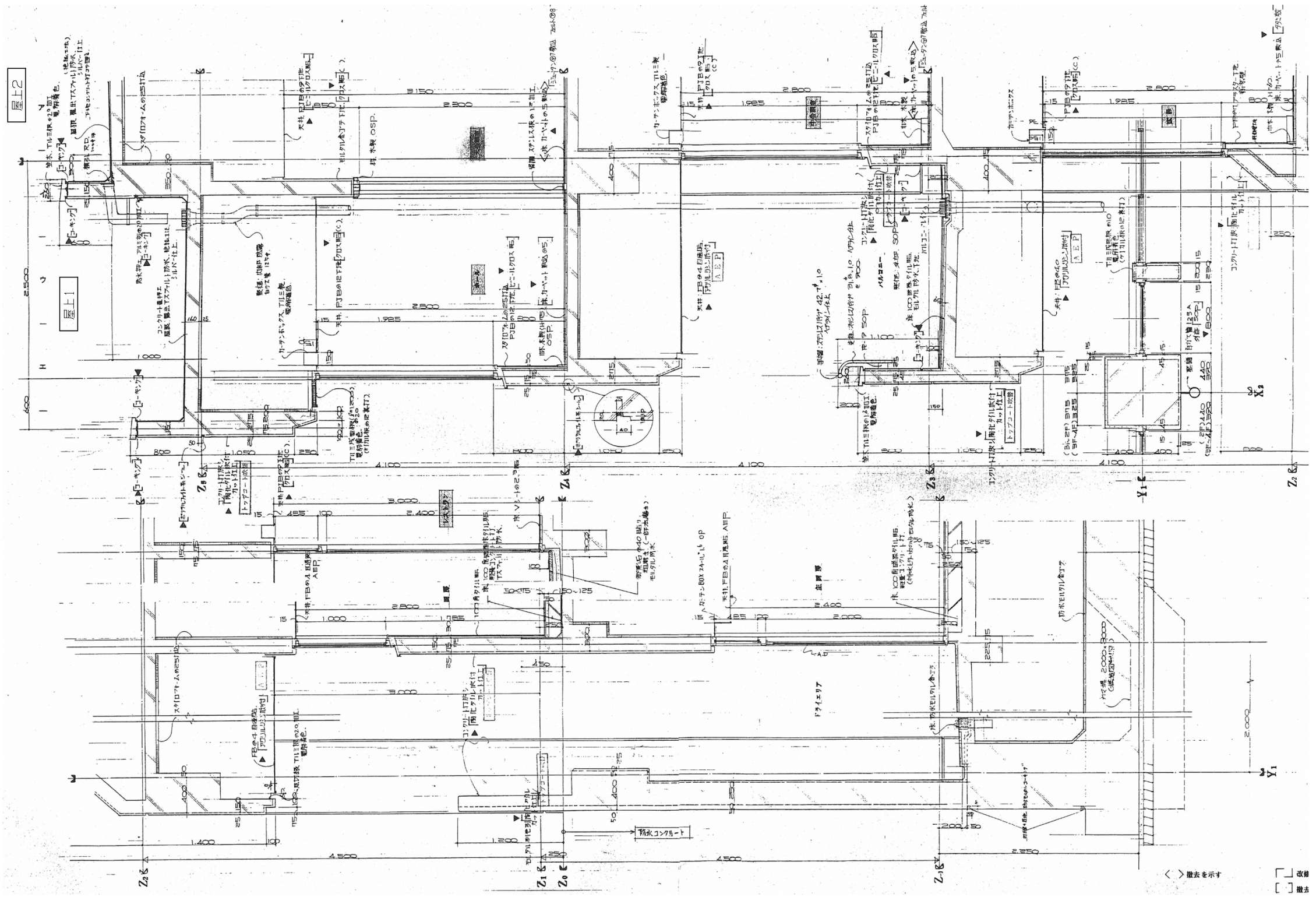

○特記事項

※ 工事内容は、A－05・06参照

杉妻会館屋上防水改修工事　設計図					令和 8 年 10 月	
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号	1級建築士事務所登録	担当	矩計図（1）	S A3:1/40	枚/内
	今泉 義明	12(404)0163		屋上1・2	S	NO. A－10
					S	

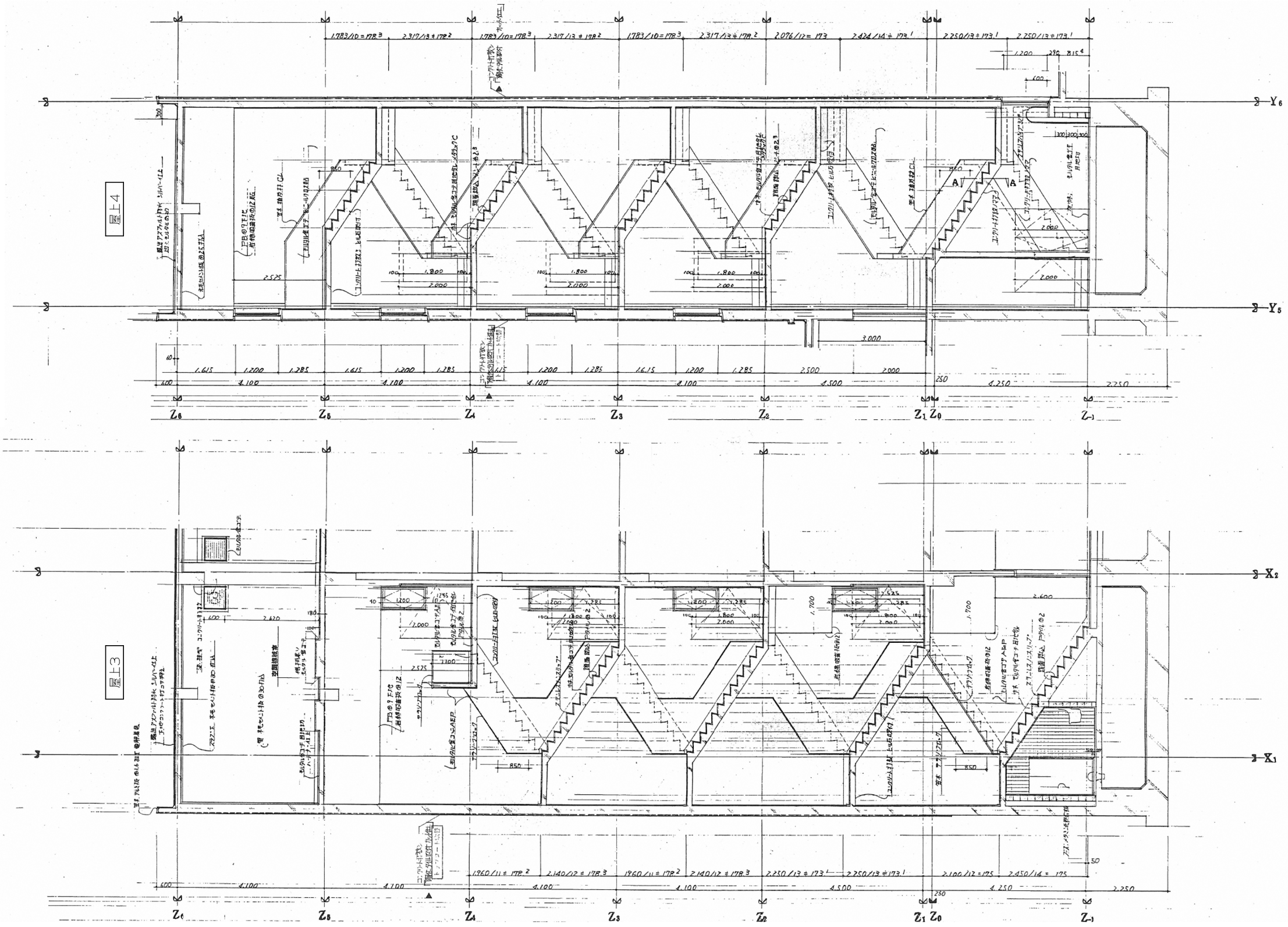

矩計図(2)　S=1/100

○特記事項

※ 工事内容は、A－05・06参照

					杉妻会館屋上防水改修工事　設計図		令和 8 年 10 月
KAGA 株式会社 香設計 〒963－8071 福島県郡山市富久山町久保田字久保田100番地1 TEL 024-924-0005(代)	1級建築士 第 78766 号		1級建築士事務所登録	担当	矩計図(2)	S A3:1/100	枚/内
	今泉 義明		12(404)0163		屋上3・4	S	NO. A－11
						S	